

# 東北大学研究推進・支援機構東北先端顕微鏡センター設備等使用内規

制 定 令和7年4月30日

## (趣旨)

第1条 この内規は、東北大学研究推進・支援機構東北先端顕微鏡センター組織運営内規（令和7年月日研究推進・支援機構長裁定）第12条に基づき、業務組織である東北先端顕微鏡センターが管理する電子顕微鏡等の研究設備及び機器（以下「設備等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設備等)

第2条 使用の対象となる設備等は、東北大学研究推進・支援機構東北先端顕微鏡センター長（以下「センター長」という。）が定め、別表に掲げる設備とする。

## (使用者の資格)

第3条 設備等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の職員及び大学院学生等（以下「職員等」という。）
- 二 本学以外の研究教育機関又は企業等に所属し、研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター技術サポートセンターもしくはナノテク融合技術支援センターにおいて課題採択された者
- 三 その他センター長が特に認めた者

## (使用の申請、許可及び承認)

第4条 設備等の使用を希望する者は、別紙様式1に定める申請書によりセンター長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし前条第2号に該当する者については、別紙様式2により研究推進・支援機構テクニカルサポートセンターもしくはナノテク融合技術支援センターが受け入れを承諾した者に限る。

- 2 センター長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請が東北先端顕微鏡センターの設置目的に対し適当と認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 センター長は、使用の許可又は不許可を決定したときは、当該者に通知するものとする。

## (使用上の支援)

第5条 前条第3項の規定により設備等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、設備等の使用に当たっては、当該設備等の操作方法の指導等、本学の職員により必要な支援を受けることができる。

## (目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に設備等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

## (使用の許可の取消し等)

第7条 センター長は、使用者がこの内規に違反し、又は設備等の使用に重大な支障を生じさせ

たときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させことがある。

#### (使用料)

第8条 使用責任者は、設備等を使用したときは、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

#### (免責)

第9条 本学は、設備等の使用によって使用者（本学の職員等を除く。以下この条及び第12条において同じ。）に生じた損害について、使用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

#### (損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失によりその使用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (秘密の保持)

第11条 設備等の使用に当たり、使用者より技術上及び営業上の情報を受け又は知りえた者は、その一切の情報に係る秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### (知的財産権)

第12条 設備等の使用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、別途協議して決定するものとする。

#### (事務)

第13条 設備等の使用に関する事務は、世話部局としての金属材料研究所事務部がこれを処理する。

#### (雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか設備等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この内規は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 東北大学研究教育基盤技術センター先端電子顕微鏡センター設備等使用内規（平成29年9月11日）は、廃止する。